

(新) 輸入鳥獣適正管理推進費

21百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」では、国内に生息する鳥獣の捕獲等は原則禁止となっているが、海外から輸入される鳥獣については、水際の手続きのみで国内流通には特に規制がない。

そのため、国内で違法捕獲した鳥獣を輸入された鳥獣と偽って違法飼養する「すりかえ」が問題となっている。

このような問題を適切に対応するため、第164回国会において鳥獣保護法の改正を行い、特に違法流通が問題となっている国内産と同種の輸入鳥獣(特定輸入鳥獣)に対して、適法に輸入されたことを証する標識(脚環)を交付し、装着させる規定を設けた(法第26条関係)。

新たに設けられたこれらの規定が円滑に機能するように、

法第26条に基く特定輸入鳥獣への脚環による識別措置の実施 等
交付された脚環の情報をデータベースによる管理
を行うものである。

2. 事業計画

平成19年度～平成23年度(5カ年)

3. 施策の効果

当該事業を実施することにより適法に輸入された特定輸入鳥獣を明確にすることにより関係省庁との連携が図りやすくなり、国内に生息する鳥獣の違法捕獲防止と違法飼養の取締の強化に貢献できる。

輸入鳥獣の適正管理

《 事業概要 》

鳥獣法改正に伴う輸入鳥獣適正管理事業

輸入鳥獣情報整備事業

輸入鳥獣の適正管理

- ・ 輸入鳥の識別措置(脚環の装着)()
- ・ データベースによる情報管理()

- ・ パンフレットの作成()



連携

国内鳥獣の保護

(都道府県、警察等)

国内の違法捕獲等の取締り

(環境省)

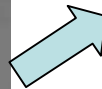
国内の違法捕獲等の取締りへの支援

- ・ 識別マニュアルの作成



国内で違法に捕獲した
鳥類を輸入鳥と偽って飼養

対応



対応

